

掛川市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 4 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 大字板沢字板沢山に編入する区域

字姥ヶ沢 290、字齒乃木ヶ谷 446 の 1、446 の 2、447 から 450、450 の 2 から 450 の 11、451、451 の 2 から 451 の 4、452 から 454、454 の 2 から 454 の 9、455 から 457、458 の 1、458 の 2、459 から 462 まで、字吉沢 1878 の 3、1878 の 4、1878 の 15、1881 の 1、1881 の 2、字長坂下 1901 の 1 から 1901 の 3、1902 の 3、1903 の 1 から 1903 の 3、1906 の 1、1906 の 3 から 1906 の 7、1907 の 1 から 1907 の 7 まで、字田ノ谷 1908 の 1 から 1908 の 4、1909 の 1 から 1909 の 7、1910 の 1、1910 の 2、1911 の 1、1911 の 2、1911 の 3、1912、1915 の 1 から 1915 の 4、1915 の 14、1916 の 2 から 1916 の 5、1917 の 1、1917 の 2、1918 の 1、1918 の 2、1919、字一ノ尾 1920 の 1、1920 の 2、1921 の 1 から 1921 の 3、1924 の 1、1924 の 2、1924 の 5 から 1924 の 7 まで、字西光寺 1936 の 6、1936 の 8、1936 の 11、1940 の 3 から 1940 の 7、1940 の 9、1940 の 13、1941 の 1、1941 の 4、1941 の 6 から 1941 の 12、1941 の 16 から 1941 の 20、1941 の 26、1941 の 27、1941 の 35 から 1941 の 39 まで

2 大字板沢字城山下に編入する区域

字板沢山 2051 の 1478、2051 の 1505 から 2051 の 1507、2051 の 1537 まで

3 大字板沢字三男淵に編入する区域

字板沢山 2051 の 299、2051 の 300、2051 の 409 まで

4 変更年月日

令和 3 年 12 月 23 日